

令和7年度・第36回農業委員会総会進行

開催日 令和8年3月26日(木) 13:00～

開催場所 S Sプラザ川内 301～303会議室

出席委員(18名)

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義己
7	木場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	木下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西 裕一郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠員(0名)

欠席委員(1名)

遅刻委員(0名)

出席推進委員(17名)

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽 久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	(欠員)
27	鶴屋 賢子	28	廣庭 吉辰	29	中川 大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉 康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田 孝之	38	古川 梓
39	高木 成寛	40	早崎 麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員(2名)

事務局出席者 森局長・西代理・福永主幹・梶原主幹・長沼G長・田上G員・
中城G員・富士代職員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長(農業委員会会長) _____ 印

議事録署名者 _____ 15番 _____ 印

_____ 16番 _____ 印

議事録作成者 _____ 局長代理 _____ 印

令和7年度・第36回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

1 報告

- 報告第117号 農地形質変更届の専決処分について
- 報告第118号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について
- 報告第119号 非農地証明発行の専決処分について
- 報告第120号 農地の賃貸借の目安として提供する賃借料の情報について

2 議事

- 議案第368号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）
- 議案第369号 非農地証明願承認について
- 議案第370号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について
- 議案第371号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について
- 議案第372号 農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について

3 その他

- (1) 4月総会の日程について
- (2) その他

【開始 13:00】

- 会 長 第35回総会後の経過を踏まえて「あいさつ」
- 議 長 ただ今から、第36回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。
- 局 長 委員の出席状況について、報告いたします。
定数19名、現在員数19名、出席委員19名、全員出席です。
なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は18名です。
欠席委員は2名で、23番：濱田義博委員、27番：鶴屋賢了委員で欠席届が提出されております。以上で報告を終わります。
- 議 長 お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第27条第3項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。
- 議 長 はじめに、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。
- 西 代理 主要事務処理経過報告について説明いたします。
総会資料の1ページをお開きください。
5日に定例常設審議委員会がマリンプレスかごしまで開催され、会長が出席しております。
9日と10日がそれぞれ定例の現地調査です。
16日に薩摩川内市農林水産政策審議会が薩摩川内市消防局で開催され、会長、薬師寺委員、有馬委員、谷山委員、事務局長、私、西が出席しております。
同日、薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会が本庁舎601会議室で開催され、上小川委員が出席しております。
同日、薩摩川内市男女共同参画審議会が本庁舎501会議室で開催され、梶原委員が出席しております。
17日に第35回運営委員会が本庁舎603会議室で開催され、会長、運営委員、事務局職員が出席しております。
18日に薩摩川内市認定農業者交流会がホテルグリーンヒルで開催され、会長、各委員、事務局長が出席しております。
同日、薩摩川内市鳥獣害被害防止対策協議会、薩摩川内市有害鳥獣捕獲対策協議会総会が薩摩川内アグリセンターで開催され、会長が出席されております。

19日に令和7年度薩摩川内市農業再生協議会通常総会が薩摩川内アグリセンターで開催され、会長が出席されております。

24日に鹿児島県各市農業委員会連絡協議会監査が本庁舎603会議室で開催され、会長が出席されております。

25日に第109回通常総会がホテルウェルビューかごしまで開催され、会長が出席されております。

そして、本日、第36回農業委員会総会がSSプラザせんだいでその後最適化推進委員会後、農業委員会慰労会が味の三筋で開催となっております。以上、説明を終わります。

議長 16日の薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会に上小川委員が出席しておりますので、ご報告をお願いいたします。

上小川委員 はい。25番上小川が3月16日薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会に出席しましたので、報告いたします。
今回のテーマは、全体構想の中で、都市づくりの課題と解決するための方針について事務局の説明があり、各出席委員からの意見を求められ、説明の中での軸の訂正、あるいは表現の変更の意見がありました。以上で報告を終わります。

議長 18日の薩摩川内市男女共同参画審議会に梶原委員が出席しておりますので、ご報告をお願いいたします。

梶原委員 はい、18番梶原です。
3月16日、薩摩川内市男女共同参画審議会に出席しましたので報告します。
純心大学の柳園会長がおりましてメンバーは16名になっております。このメンバーで報告が二つありました。
まず、令和7年度の男女共同参画政策事業について今年度中に行われた各種事業についての説明と報告がありました。
それから、令和8年度から令和12年度までの第三次薩摩川内市男女共同参画基本計画についての報告がありました。
これについては、昨年8月から11月までの4回の間、審議委員で集まりまして、この内容について時代に合うものであるか、また各種通達などに合うように内容の精査を見たところでありませう。
例えば、『全ての男女』という言葉が下の中に出てくるのですが、それを今の時代では合わないということで、『全ての人』としたり、幾つか変更点があって、新しいものをつくったところ

でございました。

本日、皆さんに資料をお配りできればよかったですのですが、印刷にいておまして、次回の総会の際に皆さんの御手元にお配りができると思います。

以上です。

議 長 以上、主要事務処理経過報告がございましたが、何か御質疑ございませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委 員 (はいの声あり)

議 長 ご異議ございませんので、
15番：西 裕一郎(にし ゆういちろう) 委員
16番：小園 光男(こぞの みつお) 委員にお願いいたします。
それでは、さっそく、会次第5の報告に入らせていただきます。
初めに、報告第117号「農地形質変更届の専決処分について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

西 代理 はい、議長。報告第117号を説明いたします。資料は2ページをご覧ください。位置図、調査表は備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号12番の1件です。登記地目 田1筆1,007㎡の届出がありました。

内容といたしましては、盛土し、畑として農地の有効利用を図るものです。

従いまして、現地調査の結果、被害防除計画に妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会 農地の形質変更に伴う周辺農地等への被害防止対策実施要領3の規定により、処理いたしましたので報告いたします。以上で、報告第117号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局より報告第117号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第117号を終わります。

次に、報告第118号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

西代理 はい、議長。報告第118号を説明いたします。資料は3ページから6ページをご覧ください。

今月の合意解約は受理番号325番から347番までの23件で、登記地目 田30筆36,911㎡、畑1筆1,060㎡、合計31筆37,971㎡の合意解約通知がありました。

このうち、農地流動化促進事業補助金の返納はありません。

いずれも、農地中間管理事業に伴う合意解約となります。

薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第3号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第118号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第118号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第118号を終わります。

次は、報告第119号「非農地証明発行の専決処分について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

西代理 はい、議長。報告第119号を説明いたします。資料は7ページから8ページをご覧ください。

今月の証明発行願いは、受理番号122番から129番までの8件で、登記地目 田9筆8,863㎡、畑3筆2,233㎡、合計12筆11,096㎡の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。

何れも農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準5の規定により処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第119号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局より報告第119号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員 　（なしの声あり）

議長 　質疑がありませんので、報告第119号を終ります。
次に、報告第120号「農地の賃貸借の目安として提供する賃借料の情報について」を議題といたします。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 　はい、議長。報告第120号を説明いたします。
資料は9ページ10ページを御覧ください。
令和7年1月1日から同年12月31日までに締結しました農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理権設定の分で、及び農地法3条の決定処分いたしました新着を集計したものとなります。
データの数に用いているのは筆数となっております。また、賃借料の物納支給は換算しておりません。
また、金額につきましては100円で切捨てておりますので御了承ください。10ページを御覧ください。
田んぼのほうでは平均額で5,900円となっております。
データ数としましては、385筆、その横を見ていただくと、0円の使用貸借の分が456筆となっております。
畑のほうになります。普通畑が平均で4,200円。データ数で135筆、飼料畑が2,600円、データ数算出となっております。
ラッキョウでいうと、平均で9,800円122筆、あと茶畑・桑畑は御覧のとおりとなっております。
施設園芸ですが、葡萄・金柑につきましては、施設や樹木の分も含めて計上されておりますので、高くなっておりますが御留意ください。以上で説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局より報告第120号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員 　（なしの声あり）

議長 　質疑がありませんので、報告第120号を終ります。
次に、議案第368号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題といたします。
事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長

はい、議長。議案第368号を説明いたします。

資料は、11ページから13ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号81番から85番の5件で、登記地目田2筆 299㎡、畑5筆 2,019㎡の申請がありました。

内容を説明いたします。まず、81番は通路での申請です。

資料1の【一体利用の開発計画について】の2ページ目もご覧ください。

一体利用地として4290番 原野 外1筆 862.30㎡と一体利用で総面積は984.30㎡です。通路を通り、一体利用地に宅地分譲・排水路を整備する計画です。

本申請は、代理人 [REDACTED] より、1月に申請されましたが、2月の現地調査で一体利用地の開発目的が不明であったため、見送りとなりました。その後、一体利用地の開発について、宅地分譲（2区画）・排水路、残地部分は農地復元及び山林するための植林での計画の見直しがありました。

しかし、資料1の2ページにあるとおり、緑枠の残地部分の現況は、碎石が敷かれており、資材置場として活用されています。

現地調査時に代理人 [REDACTED] に経緯を確認したところ、残地部分を含めると1,000㎡を超過することから、特定河川流域であり、県許可の雨水浸透阻害行為の許可が必要であり、許可までの日数・調整池等を設ける必要があることから開発費を抑えるとのことでした。残地部分の現況は雑種地（資材置場）であり、3ページの赤枠に記載してあるとおり、原野から資材置場にした場合は、県への許可が必要となり、面積要件である1,000㎡を超過することから、一体開発になるか県の河川課に許可が必要か問い合わせをしています。

また、現地調査時に一体開発をするのであれば、全ての区域を計画に入れ、正規の手続きをするように伝えましたが、和田事務所より本人の意向も確認し、この計画で実施するとのことでありました。今回、他法令の雨水浸透阻害行為の許可の有無及び残地部分を農地復元する計画もあることから現地調査時に判断することができなかったため、審議をお願いします。

次に82番は、駐車場での申請です。一体利用地として、6502番 田 外5筆 1,609㎡と一体利用で総面積は1,786㎡になります。また、令和2年に施工済であり、始末書が添付されています。

中原委員 1 番 中原が、82 番について、報告します。

3 月 10 日、徳永推進委員と事務局 福永・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。位置図 3 ページ、調査表 3 ページをご覧ください。

申請地の現況は、造成済みのため農地ではありませんでした。

転用目的は、駐車場での申請で、施工済みのため始末書が添付されています。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

永留委員 13 番 永留が、83 番から 85 番を続けて報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

まず、受理番号 83 番を説明します。位置図 4 ページ、調査表 4 ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されていました。転用目的は、特定建築条件付き売買予定地 2 区画の目的での申請です。10 日の現地調査の際、申請代理人が境界について、説明ができなかったことから、12 日再度調査を実施しました。

再度の調査の結果、申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

次に、受理番号 84 番を説明します。位置図 5 ページ、調査表 5 ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されていました。転用目的は、特定建築条件付き売買予定地 4 区画の目的での申請です。申請地は、盛土規制法の県への申請及び土地利用協議の市への届出も手続きを終えておりました。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

最後に、受理番号 85 番を説明します。位置図 6 ページ、調査表 6 ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されていました。転用目的は、特定建築条件付き売買予定地 3 区画の目的での申請です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議 長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。
（質疑状況によっては、協議会に切り替える）

永留委員 　　はい。13番 永留です。
協議会に変えてもらえますか。

議 長 　　はい、協議会に切り替えます。

（協議会開催）

議 長 　　それでは、議事に戻ります。御質疑、御意見はございませんか。

中原委員 　　はい。1番中原です。私はもう個人的には不許可です。
どう見てもおかしいじゃないですか。これはもう、ここら辺を一
体利用し、開発をしていると思われまますので、この原野を農地に変
えるのはちょっと不可能だと思いますので不許可です。

乙須委員 　　はい。11番乙須です。2月に、現地調査をしまして、問題があ
り保留になっておりました。そのときに私が感じましたのは、もう
最初から完全にやろうとして、開発してあるというふうに、見受け
られました。違法行為であるというふうに私は思います。

永留委員 　　はい。13番永留です。一般基準や行政上の許可の見込みがない
ことから、不許可相当であると思います。以上です。

議 長 　　ほかに何かにございませんか。

委 員 　　（なしの声あり）

議 長 　　ないようですので、採決いたします。
はじめに、議案第368号受理番号81番を除く受理番号82
番から85番について、原案のとおり承認することに賛成の方の
挙手を求めます。

委 員 　　（全委員挙手）

議 長 　　賛成全員であります。議案第368号受理番号81番を除く受理
番号82番から85番については、原案のとおり、意見を付して、

鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第368号受理番号81番について、不許可が相当であるという意見に賛成の方の挙手を求めます。

委員 (全委員挙手)

議長 賛成全員であります。議案第368号受理番号81番については、不許可が相当であるという意見で決定いたしました。不許可が相当であるという意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第369号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長 はい、議長。議案第369号をご説明いたします。資料は14ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号61番から62番の2件で、登記地目畑3筆 3,097㎡の非農地証明願が申請されました。

内容について、ご説明します。

61番は、平成25年頃から耕作しておらず、原野化して現在に至っております。

62番は平成元年頃から耕作しておらず、山林化して現在に至っております。以上で、議案第369号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

中原委員 1番中原が、61番と62番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。

61番については、位置図7ページ、調査表7ページをご覧ください。申請地の現況は、平成25年頃から耕作しておらず、原野の状態でした。

62番については、位置図8ページ、調査表8ページをご覧ください。申請地の現況は、平成元年頃から耕作しておらず、山林の状態でした。いずれも、本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。

以上で報告を終わります。

議長 　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員 　（なし）

議長 　ないようですので、採決いたします。
議案第369号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 　（全委員挙手）

議長 　賛成全員であります。議案第369号については、原案どおり承認といたします。

　次は、議案第370号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

　なお、農業委員会等に関する法律第31条に「議事参与の制限」に関する議案は受理番号126番及び受理番号127番です。

　まず、議事参与を除く案件について審議いたします。

　事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長 　はい、議長。議案第370号を説明いたします。資料は15ページから17ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

　今月の申請は、受理番号120番から129番の10件で、田12筆　15,266㎡、畑4筆　3,816㎡、合計16筆　19,082㎡の申請がありました。

　議事参与案件を除く受理番号120番から受理番号125番、受理番号128番から受理番号129番について説明します。

　申請理由は、譲受人の「規模拡大」及び「営農開始」、譲渡人の「労力不足」により、それぞれ売買されるものです。

　121番及び128番は、新規就農のため、営農計画書が添付されています。

　また、124番は、遊休農地を解消し耕作するため、5年以上継続して耕作する旨の誓約書が添付されています。

　申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総

合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。

以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、議案第370号受理番号120番から受理番号125番、受理番号128番から受理番号129番に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

永留委員 　　13番、永留が120番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図9ページ、調査表9ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で保全管理されていました。権利取得後は野菜を栽培予定です。規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上です。

木場委員 　　7番、木場が、121番及び122番について、報告します。
3月9日、馬渡進委員と事務局 梶原・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。
まず、121番について位置図10ページ、調査表10ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されていました。
権利取得後は、野菜等を栽培予定です。新規就農のため、営農計画書が添付されています。
次に、122番について位置図11ページ、調査表11ページをご覧ください。申請地の現況は、田で保全管理されていました。
権利取得後は、水稻を栽培予定です。新規営農及び規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上です。

中島委員 　　8番、中島が123番を報告します。
3月9日、高木推進委員と事務局 梶原・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。
位置図12ページ、調査表12ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で保全管理されていました。権利取得後は、野菜等を栽培予定です。
規模拡大の権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域

調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上です。

新屋委員 4番、新屋が124番及び125番を報告いたします。

3月9日、山下推進委員と事務局 長沼職員と現地調査を実施しましたので報告します。

まず、124番について位置図、調査表13ページをご覧ください。申請地の現況は畑ですが、長年放置されていたため、草刈り片付け後、野菜を耕作する予定です。

次に、125番について、位置図、調査表14ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されています。

いずれも、規模拡大のための権利取得で経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

谷山委員 2番、谷山が128番及び129番を報告します。

3月9日、牧田委員と事務局 福永職員と現地調査を実施しましたので報告します。

まず、128番について位置図17ページ、調査表17ページをご覧ください。申請地の現況は、3筆とも田で耕作されていました。

権利取得後は、水稻を栽培予定です。新規就農のため、営農計画書が添付されています。

次に129番について、位置図18ページ、調査表18ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されていました。

権利取得後は、水稻を栽培予定です。

新規就農及び規模拡大のための権利取得で経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。
議事参与案件を除く、受理番号120番から受理番号125番、受理番号128番から受理番号129番については、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (全委員挙手)

議長 賛成全員であります。議事参与案件を除く受理番号120から受理番号125番、受理番号128番から受理番号129番につきましては、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第370号受理番号126番及び受理番号127番に係る議事参与案件について審議に入ります。

西委員は農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いいたします。

西委員 (退席・退室)

議長 議案第370号受理番号126番及び受理番号127番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 はい、議長。農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受ける議案第370号受理番号126番及び受理番号127番に係る所有権移転：売許可の受人が、当農業委員会の西委員本人ですので、内容説明いたします。資料は16ページをご覧ください。

受理番号126番及び受理番号127番の申請理由は、譲受人の「規模拡大」、譲渡人の「労力不足」により、それぞれ売買されるものです。申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第370号受理番号126番及び受理番号127番に係る説明を終わります

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

谷山委員 2番、谷山が126番及び127番を報告いたします。調査日・調査員は先ほどのとおりです。

まず、126番について、位置図15ページ、調査表15ページをご覧ください。申請地の状況は、2筆とも田で耕作されていました。権利取得後は、水稻を栽培予定です。

次に127番について、位置図16ページ、調査表16ページをご覧ください。申請地の状況は、田で耕作されていきました。権利取得後は、水稻を栽培予定です。

いずれも規模拡大のための権利取得で経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

議長 　ただ今、調査員の報告が終わりました。
　　　　質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員 　（なしの声あり）

議長 　ないようですので、採決いたします。
　　　　議案370号受理番号126番及び127番に係る議事参与案件は、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 　（全委員挙手）

議長 　賛成全員であります。議案第370号受理番号126番及び127番に係る議事参与案件は、原案のとおり許可することに決定いたします。西委員の入室をお願いします。

西委員 　（入室・着席）

議長 　次に、議案第371号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。
　　　　事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 　議案第371号を説明いたします。資料は18ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

　　今月の申請は、受理番号130番から受理番号132番の3件で、田2筆 3, 894㎡ 畑3筆 2, 865㎡ 合計5筆 6, 759㎡の申請がありました。申請理由といたしましては、知人間、夫婦間の贈与によるものです。

　　申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、議案第371号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

永留委員 　13番、永留が130番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図19ページ、調査表19ページをご覧ください。申請地の現況は、2筆とも畑で、3876番1は、耕作されていましたが、1854番は、荒廃していたため、5年以上継続して耕作する旨の誓約書が添付されています。また、新規営農のため、営農計画書も添付されています。権利取得後は、野菜を栽培予定です。新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

中原委員 　1番、中原が131番を報告いたします。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図20ページ、調査表20ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されていました。権利取得後は、水稻を栽培予定です。経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

新屋委員 　4番、新屋が132番を報告いたします。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図・調査表21ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されています。権利取得後は、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

議長 　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員 　（なしの声あり）

議長 　ないようですので、採決いたします。
議案371号につきまして、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (全委員挙手)

議長 次は、議案第372号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

なお、農業委員会等に関する法律第31条に「議事参与の制限」に関する議案は、受理番号968番、973番です。まず、議事参与を除く案件について審議いたします。事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 はい、議長。議案第372号を説明いたします。資料は19ページから33ページをご覧ください。

今月の申請は、田：111, 243㎡、畑6, 129㎡、合計117, 372㎡の申請がありました。中間管理権設定98件中、認定農業者等に係る分は77件です。議事参与案件を除く案件について説明いたします。

議事参与案件を除く受理番号924番から967番、969番から972番、974番から1021番については、申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき農用地利用の集積等促進計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し、提案いたしました。以上で、説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。
受理番号968番、973番を除く、受理番号924番から967番、969番から972番、974番から1021番につきまして、意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (全委員挙手)

議長 賛成全員であります。受理番号968番、973番を除く、受理番号924番から967番、969番から972番、974番から1021番につきまして、原案のとおり意見決定されました。

次に、受理番号 968 番、973 番に係る議事参与案件について審議に入ります。木場委員は農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

木場委員 (退席・退室)

議長 受理番号 968 番、973 番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」を受け
る議案第 372 号受理番号 968 番及び 973 番に係る利用権を受け
る者が、当委員会農業委員の木場委員の御子息ですので、内
容説明いたします。資料は、26 ページをご覧ください。

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5
項各号の規定に基づき農用地利用の集積等促進計画を審査いたし
ました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案
いたしました。以上で、説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。
受理番号 968 番、973 番に係る議事参与案件は、原案のと
おり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (全委員挙手)

議長 賛成全員であります。受理番号 968 番、973 番に係る議事
参与案件は原案のとおり意見決定いたします。
木場委員の入室をお願いします。

木場委員 (入室)

議長 議案第 372 号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権
設定）の意見決定について」は、原案のとおり意見決定された
ので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたし
ます。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

次は、会次第7のその他に入ります。

(1)4月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

西 代理 4月行事予定(案)について説明いたします。お手元に配付しております行事予定(案)をご覧ください。

9日(木)が支所地域の現地調査、10(金)が本庁の現地調査、調査員は記載のとおりです。また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甌地域におかれましても、同様に調整をお願いいたします。

川内地域については、申請が多い場合は3班体制で、本庁・支所のいずれも午前中までは終了の形をとります。

川内地域は、午前8時30分までに農業委員会事務局にご集合ください。

次に、支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。

それから、下段に記載の4月総会は4月24日(金)午後1時から、SSプラザ川内の3階第301から第303会議室を予定しています。

また、裏面は4月から6月の行事予定を記載してあります。

次に、主な行事について、説明いたします。

4月1日(水)が農業委員会事務局職員辞令交付式、4月16日(金)に4月定例常設委員会、16日(木)は第36回農業委員会運営委員会を604会議室で開催し、運営委員が出席予定です。

同日に第3回薩摩川内市農業委員会農地利用最適化推進委員選考委員会が604会議室で開催し、運営委員が出席予定です。

その他の行事につきましては、後ほどご確認いただき、今後の予定等にお役立てください。以上で説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終了しましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 そのほかに、全体的に何かございませんか。

委 員 (なしの声あり)

議長 事務局から何かございませんか。

梶原主幹 はい、議長。今回の総会資料の中に報酬明細を入れたせていただいておりますが、今回、通知も一緒に送付いたしました。

ご覧になったかと思いますが、今回、約714万ほどを加算報酬として、活動日数等で振り分けさせていただきました。まだ、ご覧になっていない方は確認をお願いします。

また、今回の任期が4月末となっておりますが、4月分の活動記録簿の提出につきましても4月総会でご提出いただければと思います。5月からの活動記録簿については、見直しを検討しておりますので、4月分については、総会までに10日の活動をしていただければと思っております。以上です。

長沼G長 はい、議長。資料2の令和8年度薩摩川内市農業委員会総会等の日程をご覧ください。

令和8年度ですけれども、申請の締切日は、今回も月末と設定しております。月末が土日祝日の場合は、前日の開庁日としております。ただし、5月と1日総会分の締切については、早めの締切日となっております。

次に現地調査ですが、基本に支所分の現地調査を行って、翌日以降、本庁分の現地調査を実施します。次に総会ですが、基本的には、25日を設定しておりますが、議会等の日程等で変更になる場合がありますので、ご了承ください。以上です。

森 局長 はい、議長。本日お配りいたしました資料の中に1枚紙で市長から会長宛てのサイバーセキュリティーを確保するための方針案についてを説明いたします。

皆さん、タブレットを使用して、利用状況調査や現地調査、日頃の見回り等で活用してもらっていますが、このサイバーセキュリティーというのが、タブレットで使用する上でインターネットとつながっており、それを介して、タブレットに入っている情報の漏洩とか、改ざん、そういったものを含めた中でシステムが停止するといったサイバー攻撃を受ける可能性があり、そういう製品となっております。当然、役所の中のパソコン等も該当し、今回、サイバー攻撃からデータやシステムを守るための対策として、これまでは、各自、対応という形だったものを、国から、市町村単位で付随する我々、農業委員会も含め、一体的な全体的取組をするということで、表記にありますセキュリティーの基本方針をつくるという動きをして

おります。令和8年4月1日からの方針を設定するという中で、農業委員会も市に付随する団体と方針を作成するという内容の通知となっております。以上です。

西 代理 はい、議長。総会後の農地利用最適化推進会議ですが、通知でお知らせのとおり、市農業公社、薩摩川内市アグリセンター、東郷町に現地視察、まず。室内で研修を行いますので、総会が終了しましたら、アグリセンターご移動をお願いします。公用車を利用される方は出発までにお集まりください。

また、本日ですけれども、夕方6時から味の三筋におきまして、農業委員会の慰労会を行います。夕方6時までに遅れないようにお願いします。以上です。

議 長 ほかにございませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、これをもちまして第36回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

西 代理 皆さん、ご起立下さい。
一同、礼
それでは、薩摩川内アグリセンターへご移動をお願いいたします。

「閉 会」

【終了 14：30】